

# 道史編さん大綱

平成30年3月29日知事決定

## 第1 趣旨

この大綱は、北海道史（以下「道史」という。）の編さんを円滑かつ効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。

## 第2 編さんの目的

道史の編さんは、郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的な資料を道民共有の貴重な財産として後世に伝え、本道の学術・文化の振興に寄与することを目的とする。

## 第3 編さんの方針

道史の編さんは、次に掲げる方針に基づき行うものとする。

- (1) 本道の歴史的な変遷を日本及び世界の歴史の中に位置付けること。
- (2) 最新の研究成果を取り入れ、高度な学術研究の水準を保つこと。
- (3) できる限り平易な表現で記述するとともに、多くの写真や図版を収録することにより、道民に親しまれるものとする。
- (4) 道内外の広範囲にわたり、資料の調査及び収集を行うほか、収集した資料の保存及び活用を図るとともに、資料の提示に重点を置いた内容とすること。

## 第4 道史の構成

道史は、第二次世界大戦後を主たる対象とする現代史（資料編3巻、通史編1巻又は2巻）を中心として、先史時代以後の歴史について叙述する概説のほか、年表により構成されるものとする。

## 第5 編さんの期間

道史の編さんは、平成30年度から平成39年度までの10年間を目途に行うものとする。

## 第6 編さんの組織

- 1 道史の編さんに関する重要事項について検討するため、道史編さん委員会を置く。
- 2 道史の編さんに係る企画、編集及び調整を行うため、委員で構成される道史編さん企画編集部会を置く。
- 3 道史編さん企画編集部会による編集の方針に基づき、道史の編集及び調査を行うため、必要に応じ、専門委員等で構成される部会を置く。

## 第7 道民への情報提供等

道史の編さんに当たっては、道民の理解と協力を得るため、編さんの進捗状況や調査研究の成果に関する情報を道民に提供するとともに、講演会の開催などの普及活動を行うものとする。

## 第8 庶務

道史の編さんに関する庶務は、総務部法務・法人局法制文書課において処理する。

## 第9 委任

この大綱に定めるもののほか、道史の編さんに関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この大綱は、平成30年4月1日から施行する。